

第3章 環境影響評価項目

3.1 環境影響評価要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した結果、本事業の実施に伴う環境影響要因は、表 3.1-1 に示すとおりである。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等*の工事（粉じん、濁水の発生など）が挙げられる。

また、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、敷地及び施設の存在（土地の改変など）、施設の稼働及び人の利用（設備稼働、排水など）、自動車交通の発生が挙げられる。

※ここで言う「造成等」とは、切土・盛土が発生するような大規模な工事を行うものではなく、整地などの土を均すような規模の工事を指す。

表 3.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

環境影響を及ぼす時期	環境影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事
供用時	存在・供用	敷地及び施設の存在 施設の稼働及び人の利用 自動車交通の発生

3.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況、対象事業の該当地域（B 地域）を勘案し、「さいたま市環境影響評価技術指針」（平成 17 年、さいたま市）に示す「大規模建築物の建設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

選定した項目は表 3.2-1 に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、水質、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通、安全の 18 項目を選定した。

表 3.2-1 環境影響評価要因と調査・予測・評価の項目との関連性

環境影響要因の例			大規模建築物						
			B 地域						
			工事			存在・供用			
			建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	敷地及び施設の存在	施設の稼働及び人の利用	自動車交通の発生	
環境影響評価の項目									
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物		○	○			△	△	
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物								
	浮遊粒子状物質		△	△			△	△	
	炭化水素							△	
	粉じん			○	○				
	大気質に係る有害物質等								
騒音・低周波音	騒音		○	○			△	△	
	低周波音								
振動	振動		○	○				△	
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度								
	特定悪臭物質								
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					△		
		浮遊物質			△				
		窒素及びリン							
		水温							
		水素イオン濃度							
		溶存酸素量							
		その他の生活環境項目							
	底質	健康項目等							
		強熱減量							
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
	底質に係る有害物質等								
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目								
水象	河川等の流量、流速及び水位				△		△		
	地下水の水位及び水脈				△	△			
	温泉及び鉱泉								
	堤防、水門、堰等の施設								
土壌	土壌に係る有害項目								
地盤	地盤沈下					△			
地象	土地の安定性				△	△			
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む）					△			
	表土の状況及び生産性								
動物	保全すべき種		△	△	△	△	△	△	
植物	保全すべき種				△	△			
	保全すべき植生及び群落				△	△			
	緑の量					△			
生態系	地域を特徴付ける生態系				△	△			
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）					○			
	眺望景観					○			
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		△	△	△	△	△	△	
史跡・文化財	指定文化財					○			
	埋蔵文化財					○			
日照障害	日影の状況					○			
電波障害	電波受信状況					○			
風害	局所的な風の発生状況					△			
廃棄物等	廃棄物				○		△		
	残土				○				
	雨水及び処理水						△		
温室効果ガス等	温室効果ガス		△	△			△	△	
	オゾン層破壊物質								
コミュニティ	コミュニティ施設等		△	△	△	△	△	△	
地域交通	自動車交通			○				○	
	バス等の公共交通			△				△	
	歩行者・自転車交通			△				△	
安全	危険物等の安全性の確保						△		

注 1：○は標準的に選定する項目、△は事業特性、地域特性により選定する項目である。

注 2：■網掛けは環境影響評価項目として選定した項目である。

3.3 環境影響評価項目の選定理由

本事業における環境影響評価項目として選定した理由は表 3.3-1 に、選定しない理由は表 3.3-2 に示すとおりである。

表 3.3-1(1) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目			指針 選定 項目	環境影響要因		選定した理由
大気質	二酸化窒素又は 窒素酸化物		○	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により排ガスが発生することから、評価項目として選定する。
			○		資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により排ガスが発生することから、評価項目として選定する。
			△	存在・供用	自動車交通の発生	自動車交通の発生により排ガスが発生することから、評価項目として選定する。
	浮遊粒子状物質		△	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により排ガスが発生することから、評価項目として選定する。
			△		資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により排ガスが発生することから、評価項目として選定する。
			△	存在・供用	自動車交通の発生	自動車交通の発生により排ガスが発生することから、評価項目として選定する。
	炭化水素		△	存在・供用	自動車交通の発生	自動車交通の発生により排ガスが発生することから、評価項目として選定する。
	粉じん		○	工事	造成等の工事	造成等の工事により粉じんが発生する可能性があることから、評価項目として選定する。
騒音・ 低周波 音	騒音		○	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により騒音が発生することから、評価項目として選定する。
			○		資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により騒音が発生することから、評価項目として選定する。
			△	存在・供用	施設の稼働及び人の利用	施設の稼働及び人の利用により騒音が発生することから、評価項目として選定する。
			△		自動車交通の発生	自動車交通の発生により騒音が発生することから、評価項目として選定する。
振動	振動		○	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により振動が発生することから、評価項目として選定する。
			○		資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により振動が発生することから、評価項目として選定する。
			△	存在・供用	自動車交通の発生	自動車交通の発生により振動が発生することから、評価項目として選定する。
水質	公共用水域の水質	浮遊物質	△	工事	造成等の工事	造成等の工事により濁水が発生する可能性があることから、評価項目として選定する。
		生物化学的酸素要求量	△	存在・供用	施設の稼働及び人の利用	施設の稼働及び人の利用に伴う排水を公共用水域へ放流する計画であることから、評価項目として選定する。

注：指針選定項目欄は「さいたま市環境影響評価技術指針」の別表 3 に示される「大規模建築物に係る事業」の「標準的に選定される項目」は「○」、「事業特性、地域特性により選定する項目」は「△」、示されていない項目を「－」とした。

表 3.3-1(2) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		指針 選定 項目	環境影響要因		選定した理由
地盤	地盤沈下	△	存在 ・供用	敷地及び施設の存在	以前の事業所が立地していた状況から、本事業により大規模な地盤沈下が発生する可能性は低いと考えられるものの、施設の存在による地盤への影響（建物荷重による圧縮）が考えられることから、評価項目として選定する。
動物	保全すべき種	△	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事(濁水)により、保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		△	存在 ・供用	敷地及び施設の存在、施設の稼働及び人の利用、自動車交通の発生	敷地及び施設の存在(土地の改変)、施設の稼働及び人の利用(排水)、自動車交通の発生により、保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
植物	保全すべき種、保全すべき植生及び群落	△	工事	造成等の工事	造成等の工事(粉じん)により、保全すべき種やその生育環境並びに保全すべき植生及び群落への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
生態系	地域を特徴付ける生態系	△	工事	造成等の工事	造成等の工事(濁水)により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		△	存在 ・供用	敷地及び施設の存在	敷地及び施設の存在(土地の改変)により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
景観	眺望景観	○	存在 ・供用	敷地及び施設の存在	敷地及び施設の存在により眺望景観の変化が考えられることから、評価項目として選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	△	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事により、自然とのふれあいの場の利用環境・利用経路への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		△	存在 ・供用	敷地及び施設の存在、施設の稼働及び人の利用、自動車交通の発生	敷地及び施設の存在、施設の稼働及び人の利用、自動車交通の発生により、自然とのふれあいの場の利用環境・利用経路への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
史跡・文化財	埋蔵文化財	○	存在 ・供用	敷地及び施設の存在	計画地内に埋蔵文化財包蔵地が分布していることから、評価項目として選定する。
日照障害	日影の状況	○	存在 ・供用	敷地及び施設の存在	敷地及び施設の存在により日照障害が生じる可能性があることから、評価項目として選定する。

注：指針選定項目欄は「さいたま市環境影響評価技術指針」の別表 3 に示される「大規模建築物に係る事業」の「標準的に選定される項目」は「○」、「事業特性、地域特性により選定する項目」は「△」、示されていない項目を「－」とした。

表 3.3-1(3) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		指針 選定 項目	環境影響要因		選定した理由
電波 障害	電波受信状況	○	存在 ・供用	敷地及び施設の存在	敷地及び施設の存在により電波障害を生じる可能性があることから、評価項目として選定する。
廃棄 物等	廃棄物	○	工事	造成等の工事	造成等の工事により建設廃材等の廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。
		△	存在 ・供用	施設の稼働及び人の利用	施設の稼働及び人の利用により廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。
温 室 効 果 ガ ス 等	温室効果ガス	△	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行により温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。
		△	存在 ・供用	施設の稼働及び人の利用、自動車交通の発生	施設の稼働及び人の利用、自動車交通の発生により温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。
コ ミ ュ ニ テ ィ	コミュニティ施設等	△	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事により、コミュニティ施設等の利用環境・利用経路への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		△	存在 ・供用	敷地及び施設の存在、施設の稼働及び人の利用、自動車交通の発生	敷地及び施設の存在、施設の稼働及び人の利用、自動車交通の発生により、コミュニティ施設等の利用環境・利用経路への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
地域 交通	自動車交通	○	工事	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により周辺の交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		○	存在 ・供用	自動車交通の発生	自動車交通の発生により周辺の交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	バス等の公共交通	△	工事	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行によりバス等の公共交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		△	存在 ・供用	自動車交通の発生	自動車交通の発生によりバス等の公共交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
	歩行者・自転車交通	△	工事	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により歩行者・自転車交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
		△	存在 ・供用	自動車交通の発生	自動車交通の発生により歩行者・自転車交通への影響が考えられることから、評価項目として選定する。
安全	危険物等の安全性の確保	△	存在 ・供用	施設の稼働及び人の利用	計画地内の倉庫にて危険物等（灯油等の引火性液体を想定）を保管する可能性があることから、評価項目として選定する。

注：指針選定項目欄は「さいたま市環境影響評価技術指針」の別表 3 に示される「大規模建築物に係る事業」の「標準的に選定される項目」は「○」、「事業特性、地域特性により選定する項目」は「△」、示されていない項目を「－」とした。

表 3.3-2(1) 選定しない環境影響評価項目及びその理由

項目		指針 選定 項目	環境影響要因		選定しない理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	△	存在・供用	施設の稼働及び人の利用	排ガスが発生する設備は導入しないことから、評価項目として選定しない。
	浮遊粒子状物質	△	存在・供用	施設の稼働及び人の利用	排ガスが発生する設備は導入しないことから、評価項目として選定しない。
	粉じん	○	工事	資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の主要な走行ルートは舗装された道路であり、タイヤ洗浄等による粉じんの発生防止を図ることから、評価項目として選定しない。
水象	河川等の流量、流速及び水位	△	工事	造成等の工事	計画地内は未舗装地となっており、工事中の涵養量に大きな変化はないことから、評価項目として選定しない。
		△	存在・供用	施設の稼働及び人の利用	雨水は雨水排水抑制施設で一時貯留等を行った後に放流する計画であること、計画建築物の用途は倉庫であり水の使用量は多くなく、河川の流量等に大きな変化はないことから、評価項目として選定しない。
	地下水の水位及び水脈	△	工事	造成等の工事	杭基礎の打設においては大規模な掘削を行わない工法を採用する。そのため、地下水の流れを大きく阻害・変化させることはないことから、評価項目として選定しない。
		△	存在・供用	敷地及び施設の存在	本事業では地下水の揚水を行うことはない。また、杭基礎の杭間隔を確保する計画であり、地下水の流れを大きく阻害・変化させることはないことから、評価項目として選定しない。
地象	土地の安定性	△	工事	造成等の工事	計画地は平坦な地形であり、本事業では斜面の安定計算を必要とするような大規模な造成は実施しないことから、評価項目として選定しない。
		△	存在・供用	敷地及び施設の存在	計画地は平坦な地形であり、本事業では斜面の安定計算を必要とするような大規模な造成は実施しないことから、評価項目として選定しない。
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む）	△	存在・供用	敷地及び施設の存在	計画地には学術上重要な地形及び地質は存在しないことから、評価項目として選定しない。
植物	保全すべき種	△	存在・供用	敷地及び施設の存在	計画地内に保全すべき種の生育環境はないことから、評価項目として選定しない。
	保全すべき植生及び群落	△	存在・供用	敷地及び施設の存在	計画地内に保全すべき植生等の生育環境はないことから、評価項目として選定しない。
	緑の量	△	存在・供用	敷地及び施設の存在	計画地内には緑地は分布していないことから、評価項目として選定しない。なお、「さいたま市みどりの条例」（平成 13 年さいたま市条例第 248 号）及び「さいたま市緑化指導基準」（平成 13 年さいたま市公告第 88 号）に基づき、計画地内には緑地を確保する計画である。

注：指針選定項目欄は「さいたま市環境影響評価技術指針」の別表 3 に示される「大規模建築物に係る事業」の「標準的に選定される項目」は「○」、「事業特性、地域特性により選定する項目」は「△」、示されていない項目を「－」とした。

表 3.3-2(2) 選定しない環境影響評価項目及びその理由

項目		指針 選定 項目	環境影響要因		選定しない理由
景観	景観資源	○	存在 ・供用	敷地及び施設の存在	計画地内には景観資源は分布していないことから、評価項目として選定しない。
史跡・ 文化財	指定文化財等	○	存在 ・供用	敷地及び施設の存在	計画地内に指定文化財等は存在しないことから、評価項目として選定しない。
風害	局所的な風の発生状況	△	存在 ・供用	敷地及び施設の存在	計画建築物の高さは約 16m であり、施設の存在により周辺的生活環境に影響を及ぼすような強風の障害が発生する可能性は低いと考えられることから、評価項目として選定しない。
廃棄 物等	残土	○	工事	造成等の工事	本事業では大規模な造成は実施せず、残土は発生しないことから、評価項目に選定しない。
	雨水及び処理水	△	存在 ・供用	施設の稼働及び人の利用	雨水は雨水排水抑制施設で一時貯留等を行った後に放流する計画であること、処理水は計画建築物の用途は倉庫で水の使用量は多くないことから、評価項目として選定しない。

注：指針選定項目欄は「さいたま市環境影響評価技術指針」の別表 3 に示される「大規模建築物に係る事業」の「標準的に選定される項目」は「○」、「事業特性、地域特性により選定する項目」は「△」、示されていない項目を「－」とした。

